

# 一般社団法人スマートプロセス学会 定 款

## 第 1 章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人スマートプロセス学会と称する。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目的)

第 3 条 この法人は、高温から低温並びに重厚長大から軽薄短小に至る広範囲の製造及び接合などにおける先進的及び環境・エネルギーを配慮したスマートプロセス（以下「スマートプロセス」という。）関連の学術・技術の普及に関する事業を行い、科学技術並びに産業の進歩発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スマートプロセス関連の学術・技術に関する調査・研究の推進
- (2) スマートプロセス関連の学術・技術に関する学術講演、シンポジウム等の開催
- (3) スマートプロセス関連の学術・技術に関する資料の収集及び学会誌等の出版物の刊行
- (4) スマートプロセス関連の学術・技術に関わる人材の育成
- (5) スマートプロセスに関する優れた研究業績と技術的実践の奨励と表彰
- (6) スマートプロセス関連学協会との連携及び協力
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会員

### (法人の構成員)

第 5 条 この法人に以下の会員を置く。

- (1) 正会員 スマートプロセス関連の科学技術に関し、学識又は経験のある個人。
- (2) 学生会員 大学又はこれに準ずる学校に在籍する学生であって、スマートプロセス関連の科学技術に深い関心を持つ個人。
- (3) 維持会員 この法人の目的に賛同し、この法人の維持発展に協力する団体。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を援助する団体。
- (5) 名誉会員 科学技術の発展に顕著な業績をあげた者及び本学会の運営に多大な貢献をした者で、理事会によって推薦され、総会の議決によって承認された個人。

(6) 永年会員 本学会の正会員歴30年以上（高温学会員歴も含む）で、かつ70歳以上の者。ただし、永年会員の資格については自己申告しなければならない。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### **（会員の資格の取得）**

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、名誉会員となる者は、本人の承諾をもって名誉会員となる。

#### **（経費の負担）**

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### **（任意退会）**

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### **（除名）**

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の除名決議によって当該会員の資格を喪失させることができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。ただし、滞納会費に相当する金額を収めたときは、総会の決議によって再び入会を許すことができる。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### **（会員資格の喪失）**

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議を経ることなくその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## **第4章 総会**

#### **（構成）**

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

**(権限)**

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開催)**

第 13 条 総会は、定時総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

**(招集)**

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

**(議長)**

第 15 条 定時総会の議長は会長とし、臨時の総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

**(議決権)**

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

**(決議)**

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会に出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
  - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、1名を副会長とする。
- 4 会長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。副会長が常務理事を兼任することを妨げない。
- 5 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の副会長及び第4項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、理事会で提案し総会において決議された額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、各理事が招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人が有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使するに当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 評議員、顧問及び職員

(評議員)

第 31 条 この法人は、任意の機関として2名以上30名以内の評議員を置くことができる。

- 2 評議員は評議員会を構成し、理事会から諮問された事項について審議し、理事会に答申する。
- 3 評議員は理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 評議員は無報酬とする。

(顧問)

第 32 条 この法人に、任意の機関として5名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長からの相談に応じ、参考意見を述べる。
- 3 顧問は理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 顧問は無報酬とする。

(事務局)

第 33 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 会計

### (事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### (剰余金の分配)

第36条 この法人は剰余金の分配を行わない。

### (事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

4 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該

当する法人に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は野城清とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事 野城清 中田一博 岩谷全啓 竹本正  
内藤牧男 節原裕一 井田民男 南埜宜俊 片山聖二  
監事 宮本欽生 池内建二
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この定款は、平成 26 年 5 月 19 日より改正する。(平成 26 年 5 月 19 日総会決議)
- 6 この定款は、平成 27 年 5 月 18 日より改正する。(平成 27 年 5 月 18 日総会決議)